資料４

第２２回秋田県障害者スポーツ大会競技規則 改正概要

全国障害者スポーツ大会競技規則（令和６年４月１日より実施分）の改正に伴い、本大会においては次のとおり実施します。

令和６年度競技規則改正内容

１　競技支援者へのメダル授与について

競技支援者（陸上競技の伴走者、ボッチャのランプオペレーター）へのメダル授与について、大会開催基準要綱「表彰」に標記する。

（１）個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に１位から３位までの選手にメダルを授与する。なお、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。

２　ボッチャ競技の競技規則および障害区分の一部見直し

（１）競技規則

①「競技アシスタント」の名称を「スポーツアシスタント」に変更した。

②ジャックボールの投球は、各チーム任意の選手が行う。

③ファイナルショットはコート内の任意の選手が投球する。ただし、ボックスを変更することはできない。

（２）障害区分

障害区分６「四肢麻痺で車いす常用または、使用」

【改正前】四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者

【改正後】四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者

障害区分１０「電動車いす常用」

【改正前】四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者

【改正後】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者

【参考】令和５年度第２１回大会ボッチャ競技規則改正内容

１　ボッチャの競技形態の変更について

→競技をスムーズに進行するため、これまでの個人戦（リレー方式）からペア戦へ変更する。

【秋田県障害者スポーツ大会】

秋田県内の選手層から、立位と座位のペアを組めない状況にあるため、これまで同様に競技区分別（立位、座位）に個人戦を行う。

２　ボッチャにおける「競技アシスタント」「ランプオペレーター」について

→障害の重い選手の移動支援や方向転換等のサポートを行う者を「競技アシスタント」

ランプを使用する選手に対し、ランプを操作しサポートする者を「ランプオペレーター」とする。

【秋田県障害者スポーツ大会】
　上記の内容のとおり実施する。それぞれ選手１名につき１名を認める。また、１名が両方の役割を兼務することは可能だが、ランプオペレーターの性質上、コート内の確認や選手への助言はできないことに注意すること。

３　ボッチャにおける区分番号１に新たな障害区分の追加について
→「両上肢不完全および両下肢不完全」を新たに追加する。

【秋田県障害者スポーツ大会】
　上記の内容のとおり実施する。
（注意）「および」なので、両上肢不完全と両下肢不完全の両方に該当すること。